# 平成30年度

第2回匝瑳市介護保険運営協議会 第2回匝瑳市地域包括支援センター運営協議会 議事録

日時	平成31年2月21日(木) 13:30~15:10
場所	市民ふれあいセンター視聴覚室
出席委員(50	石和田秀雄、江波戸美代、大木三喜男、小川俊恵、鎌形廣行、木内千鶴、
音順・敬称略)	熊切茂、小関敬人、佐々木寛子、椎名房子、髙司金行、英香代子、福島俊之、
	守一浩
欠席委員(50	井村司、澁谷晴夫
音順・敬称略)	
事務局	高齢者支援課 塚本課長、山﨑副主幹、礒部副主幹、伊東主査、
	倉地主任社会福祉士、齋木主任保健師
次第	1 開会
	2 あいさつ
	3 議事
	(1) 平成30年度介護保険事業状況報告及び平成31年度介護保険事業計
	画について
	(2) 地域密着型サービスの運営状況等について
	(3) 低所得者の第1号保険料軽減強化について
	(4) 平成30年度高齢者福祉サービス事業状況報告及び平成31年度高齢
	者福祉サービス事業計画について
	(5) 地域包括支援センター委託法人の選定について
	(6) 平成31年度地域包括支援センター運営方針について
	(7) 平成30年度地域包括支援センター事業状況報告及び平成31年度地
	域包括支援センター事業計画について
	(8)介護予防ケアマネジメント業務委託事業所の追加承認について
	(9) その他
No. 1.1	4 閉会
資料	資料:
	・平成30年度介護保険事業実施状況概要
	・平成31年度匝瑳市介護保険特別会計予算(案)
	・地域密着型サービス事業所の指定状況
	・低所得者の第1号保険料軽減強化について
	・高齢者福祉サービスの平成30年度事業の実施状況及び平成31年度事業
	計画並びに平成31年度地域支援事業予算(案)
	・地域包括支援センター委託法人の選定について
	・平成31年度匝瑳市地域包括支援センター運営方針(案)
	・平成30年度地域包括支援センター事業状況

- ・匝瑳市地域包括支援センター事業計画(案)(平成31年度)
- ・介護予防給付ケアマネジメント業務委託事業所(案)

### <会議内容>

## 1 開会

事務局が開会の宣言と資料の確認を行った。 (会議の成立報告) 事務局から会議の成立について報告を行った。

#### 2 あいさつ

鎌形会長があいさつを行った。

#### 3 議事

- (1) 平成30年度介護保険事業状況報告及び平成31年度介護保険事業計画について 資料に基づき、事務局から説明を行った。説明後、次のとおり質疑応答等が行われた。 <質疑応答等>
  - 委員:1ページの要介護・要支援認定申請件数の更新が344件減っている、それと、 介護サービス等諸費で居宅介護サービス給付費等が減額になっているが、なぜ減っているのか、要介護度が落ちているのか。
  - 委員:介護認定審査会の委員を兼ねているが、審査会の中に5合議体あるが1回当たり多いときで45件の審査を行ったことがあり、件数が多く審査が大変だということで、認定期間が基本12か月だったものを状態が安定している方は基本的には24か月、要介護度4以上で状態の安定している方については最長36か月にしようということで、審査会で認定期間を伸ばしていることにより、認定を受けている方は減っていないが、更新をしている方は減っているという状況である。
  - 事務局:給付費については、サービス受給者数を見ていただきたいが、施設介護サービス受給者数が13名増えており、居宅介護サービス受給者数は3名減っている。これまで、在宅サービスを使っていた方の中で要介護度の重い方の施設入所が進んだことにより、居宅介護サービス給付費が減り、施設介護サービス給付費が増えたと考えている。

委員:2ページの要支援の給付費が減っている理由は。

事務局:主に給付費の請求の関係によるもので、平成29年3月の介護予防サービスの 訪問サービスと通所サービスは29年4月審査となるため、平成29年度の給付 費での支払になる。しかし、平成30年3月については、既に介護予防・日常生 活支援総合事業に移行しているので、介護予防サービスによる訪問サービスと通 所サービスに係る給付はない。そのため、請求の関係で平成30年度の方が1か 月分少ないという状況になっている。

# (2) 地域密着型サービスの運営状況等について

資料に基づき、事務局から説明を行った。説明後、次のとおり質疑応答等が行われた。 〈質疑応答等〉

議 長:地域密着型サービス事業所については、市で指導や監査を定期的に実施していると思うが、どのような指摘事項が多いのか。

事務局:手元に資料がないので、思いつく範囲でお答えしたい。1点目としては、給付費に係る記録の保存の関係である。これは国の基準では保存期間が2年ということになっているが、本市の基準では5年間となっている。これは過払い等で給付費に誤りがあった場合、地方自治法上の時効が5年となることから記録は5年保存してもらいたいと事前に説明をしているが、例えば指定権限が県から移行してきた場合、事業所の規定が移行前のままになっているため、記録の保存期間は5年にすることと指導することが多い。2点目としては、掲示の関係である。特に多いのは、従業者の勤務の体制は事業所の見やすい場所に掲示することとなっているが、事務所内等に掲示してあって、利用者から見えるところに掲示されていないということで、掲示の方法を見直すことというのが、指摘事項としてあったと記憶している。

議 長:介護給付費の返還等を指導したような事業所が直近ではあったのか。

事務局:平成30年度について、これまでのところ実地指導での返還等はない。

(3) 低所得者の第1号保険料軽減強化について

資料に基づき、事務局から説明を行った。説明後、次のとおり質疑応答等が行われた。 <質疑応答等>

委 員:平成30年度に介護保険料が随分上がった。自分の場合は倍になった。皆が上がっていると言っているが。

事務局:介護保険料の改定に当たっては、昨年の同時期に行ったこの運営協議会で協議 いただいたと思うが、基準額でいうと月4,600円から月5,100円という ことで10パーセント強の引き上げとなっている。

委 員:自分の場合、収入がほとんど変わらないのに倍近く上がっている。

事務局:個々の状況はここでは分からないが、所得段階が11段階あるので、例えば29年度は第4段階だった方が今年度は第5段階と、段階が変わると引き上げ額が大きくなるので、その辺りの絡みがあるのかも知れない。

委員:家族の収入によっても違うのではないか。

事務局:課税世帯か非課税世帯かで変わることはある。本人の収入が同じであっても、 同一世帯の方の収入が上がって、非課税世帯から課税世帯になると段階が変わり 保険料が上がることがある。

委 員:課税世帯で均等割がかかるだけで相当違ってくると思う。ほとんど収入が変わらないのに介護保険料が倍近くに上がることに納得できない部分がある。

(4) 平成30年度高齢者福祉サービス事業状況報告及び平成31年度高齢者福祉サービス 事業計画について

資料に基づき、事務局から説明を行った。説明後、議長から質問、意見を求めるも発言

はなかった。

(5) 地域包括支援センター委託法人の選定について

(本議事の間、委託法人の関係者である江波戸美代委員退室)

資料に基づき、事務局から説明を行った。説明後、次のとおり質疑応答等を行った後、 採決を行ったところ、全会一致で原案のとおり承認された。

<質疑応答等>

委員:要介護認定の手順はどのようになるのか。

事務局:要介護認定については今までどおり高齢者支援課で行う。認定後の流れとしては、介護予防支援、要支援1と2のケアプランの作成については、委託型地域包括支援センターの役割となっていることから、委託型地域包括支援センターを中心に介護予防支援の業務を行うことになるため、そこで相談を行い、居宅介護支援事業所に委託する場合と委託型地域包括支援センターが直接行う場合とに分かれることになる。

委員: そうすると、委託型地域包括支援センターの担当地域内であっても、認定申請 は高齢者支援課に行い、要支援認定の場合は、委託型地域包括支援センターに行 ってケアプランを作成という形になるということで良いか。

事務局: そのとおりである。恐らく、相談があれば委託型地域包括支援センターの方で 出向いてくれると思う。今も地域包括支援センターは出向いている。

委員:皆、とまどうと思うので、良く周知してもらいたい。

委 員:今まで地域包括支援センターが主任ケアマネと共同で研修の企画等を行っていたが、今後は委託型地域包括支援センターも加わってくるのか、それとも直営だけで行っていくのか。

事務局:今後は委託型も加わって一緒にやっていきたいと考えている。

- (6) 平成31年度地域包括支援センター運営方針について
- (7) 平成30年度地域包括支援センター事業実施状況及び平成31年度地域包括支援センター事業計画について

議長の求めにより、(6)及び(7)を資料に基づき、一括して事務局から説明を行った。 説明後、次のとおり質疑応答等が行われた。

<質疑応答等>

委員:包括的支援事業は膨大な業務量だが、職員やケアマネが3名辞めると聞いている。人を減らしては強化にならないと思う。それと、百歳体操や認知症支援等について、委託型地域包括支援センターに委託したら、どちらが事業を行うのか。

事務局:辞めるケアマネはいるが、辞める市の職員はいない。ケアプランを作っている 嘱託職員については、ケアプランの作成は全面的に委託になるので、3月末まで となるということで御理解いただきたい。

事務局:基幹的な役割である直営型は在宅医療・介護連携や認知症支援、介護予防事業等を中心に行っていきたい。もちろん委託型にも協力してもらうが、方針立てや内容についても基幹的な役割として担っていきたい。なお、実際に百歳体操等を

広めてもらうことについては、委託型にも協力をしてもらう。また、月1回委託型との連絡会を開催し、十分に連携が取れるようにしていく。

- 委員:認知症総合支援事業の中に家族相談会の開催とあるが、今、単身の人が多くなっている。そういった人が認知症だと疑われる場合は家族相談会では相談できないと思う。そういう場合はどうしたら良いか。
- 事務局:そういう場合は、地域包括支援センターは総合相談の窓口なので、近所の方で あったり、心配がある方から相談があれば地域包括支援センターの方で、相談が あったことは言わずにさりげなく訪問したりすることを行っているので、知らせ ていただきたい。
- 事務局:来年度の事業計画の中で話をさせていただいたが、地域包括支援センターは高齢者の何でも相談窓口であるが、それについてなかなか知られていない。平成31年度は何でもいいから地域包括支援センターに高齢者に関する相談事であれば相談くださいと周知することを、計画の大きな目標としている。それには待っているだけではなく、外に出向いていろいろな場所で皆に話をしていきたい。
- (8) 介護予防ケアマネジメント業務委託事業所の追加承認について

資料に基づき、事務局から説明を行った。説明後、次のとおり質疑応答等を行った後、 採決を行ったところ、全会一致で原案のとおり承認された。

<質疑応答等>

議長:この事業所については、匝瑳市の方がこれから利用するということか。

事務局: 4つの事業所とも家族の希望により、今現在利用している。

(9) その他

発言なし。

4 閉会

事務局が閉会を宣言した。